

19 薬剤管理指導料算定件数

▶ 項目の解説

薬剤管理指導は、医師の指示に基づき薬剤師が直接入院患者の服薬指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。有効かつ安全な薬物療法がおこなわれていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれます。

▶ 定義

「B008 薬剤管理指導料」算定件数。



点数別薬剤管理指導料算定件数

平成21年度

- ①安全管理医薬品使用(380点).....2,956件
- ② ①の患者以外(325点).....7,489件

平成22年度

- ①安全管理医薬品使用(380点).....3,725件
- ② ①の患者以外(325点).....8,598件

